| 指定市 | 率 | 指定市 | 率 | 指定市 | 率 | 指定市 | 率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 札　幌　市 | 1.00 | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |
| 青　森　市 | 0.95 | | | | | | |
| 盛　岡　市 | 0.95 | | | | | | |
| 仙　台　市 | 0.95 | | | | | | |
| 秋　田　市 | 0.95 | | | | | | |
| 山　形　市 | 0.95 | | | | | | |
| 福　島　市 | 0.95 | | | | | | |
| 水　戸　市 | 0.95 | | | | | | |
| 宇都宮市 | 0.95 | | | | | | |
| 前　橋　市 | 0.95 | | | | | | |
| さいたま市 | 0.95 | | | | | | |
| 千　葉　市 | 0.95 | | | | | | |

［(2)　略］

［２　略］

三　固定資産税に係る令和９年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和９年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和８年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　略］

２　当該家屋の令和８年度の価額（令和８年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る令和10年度又は令和11年度における在来分の家屋のうち、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和９年１月２日又は令和10年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和10年１月１日又は令和11年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和９年１月２日又は令和10年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　略］

２　当該家屋の令和９年度の価額（令和９年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和10年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和11年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和10年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る令和９年度における在来分の家屋のうち、令和９年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、令和９年度の価額を本節三によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和９年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和９年度の価額を本節三によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節二までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。

| 指定市 | 率 | 指定市 | 率 | 指定市 | 率 | 指定市 | 率 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 札　幌　市 | 1.00 | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ | ［同左］ |
| 青　森　市 | 0.95 | | | | | | |
| 盛　岡　市 | 0.90 | | | | | | |
| 仙　台　市 | 0.95 | | | | | | |
| 秋　田　市 | 0.95 | | | | | | |
| 山　形　市 | 0.95 | | | | | | |
| 福　島　市 | 0.90 | | | | | | |
| 水　戸　市 | 0.95 | | | | | | |
| 宇都宮市 | 0.95 | | | | | | |
| 前　橋　市 | 0.95 | | | | | | |
| さいたま市 | 0.95 | | | | | | |
| 千　葉　市 | 0.95 | | | | | | |

［(2)　同左］

［２　同左］

三　固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋の評価に限り、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとする。ただし、令和６年１月１日において地方税法第349条第２項第１号に掲げる事情（損壊その他これに類する特別の事情を除く。）がある家屋で、当該事情が令和５年１月２日以降に生じたものについては次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　同左］

２　当該家屋の令和５年度の価額（令和５年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。）

四　固定資産税に係る令和７年度又は令和８年度における在来分の家屋のうち、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情（改築その他これに類する特別の事情を除く。）があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次に掲げるいずれかの低い価額によつてその価額を求めるものとし、令和７年１月１日又は令和８年１月１日において同項第１号に掲げる事情のうち改築その他これに類する特別の事情があるもので、当該事情がそれぞれ令和６年１月２日又は令和７年１月２日以降に生じたものの評価については、次の１によつてその価額を求めるものとする。

［１　同左］

２　当該家屋の令和６年度の価額（令和６年度の家屋課税台帳又は家屋補充課税台帳に価格として登録されたものをいう。ただし、令和７年度に本節によつて求めた価額がある家屋について令和８年度において同節によつて価額を求める場合にあつては、令和７年度において同節によつて求めた価額をいう。）

五　市町村長は、固定資産税に係る令和６年度における在来分の家屋のうち、令和６年１月１日において地方税法第349条第２項各号に掲げる事情のあるもので、令和６年度の価額を本節四によつて求めることが、当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合又は令和６年度における在来分の家屋のうち、これらの事情のあるもの以外のもので、令和６年度の価額を本節四によつて求めることが、固定資産税の課税上極めて不適当と認める場合においては、第１節から本節三までによつて求めた家屋の価額に基づき、各個の家屋相互間の価額との均衡を考慮してその価額を求めることができるものとする。